

【問 3】：正（○），誤（×）を判断し，誤りなら理由を簡単に記載し，併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 **【×】** 既存の楽曲をその著作権者に無断で編曲した場合，その編曲された楽曲は，二次的著作物として保護されない。**【解説】** 二次的著作物は原著作物に依拠したものであり，許諾を得ているか否かは問われない。（2条1項11号）
- 2 **【×】** 小説を点字に変換した文書は，一般に，小説の二次的著作物に該当する。**【解説】** 点字に変換することは機械的作業であり，思想や感情が入らない。
- 3 **【○】** 甲が作曲した楽曲を乙が無断で編曲することは，甲の著作者人格権の侵害となることがある。**【解説】** 編曲は原曲に依拠して別のものを作成することであり，無断で行えば同一性保持権の侵害となることがある。（24条）
- 4 **【×】** 甲と乙との共同著作物について，丙がこれを翻案することは，丙が乙から同意を得ていたときには，甲の同一性保持権を侵害しない。**【解説】** 共同著作物は，甲も乙と同じ翻案に関する権利があり，甲の同意も必要（64条）
- 5 **【×】** 甲が書いた小説を，翻訳家をめざす学生乙が翻訳し，その翻訳物に原著作者として甲の氏名を表示しないことは，乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても，甲の氏名表示権を侵害する。**【解説】** 氏名表示権は，公衆への提示の際に要求されるものである。（19条）
- 6 **【○】** 二次的著作物であるためには，その元になったものも著作物でなくてはならない。**【解説】** 二次的であるからには，元も著作物であることが必要で，そうでなければ純然たる著作物である。
- 7 **【×】** 編集著作物であるためには，その構成要素となる素材も著作物でなくてはならない。**【解説】** 素材は著作物である必要はない。（タウンページ事件）
- 8 **【×】** データベースの著作物であるためには，その素材の選択又は配列によって創作性を有するものでなくてはならない。**【解説】** コンピュータを利用するから配列に工夫は必要なく，情報の選択又は体系的な構成である。（12条の2）
- 9 **【×】** 映画の著作物には，映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され，かつ，物に固定されている著作物は含まれない。**【解説】** 物に固定されていることも条件である。（2条3項）
- 10 **【○】** 思想又は感情を創作的に表現したものであって，学術の範囲に属するものは著作物に含まれる。**【解説】** 著作物の定義そのもの（2条1号）

感想：